

森林組合系統運動方針  
JForest 北信州森林組合ビジョン 2030

令和4年4月



# JForest 森林組合綱領

## － 私たち森林組合のめざすもの －

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

- 一、森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ごう。
- 一、森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- 一、JForest森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- 一、協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追おう。

# JForest 北信州森林組合ビジョン 2030

## 目 次

I 全体概要

II 10年後の夢・目指す姿

III 取組内容

IV 目標設定

## I. 全体概要

### 1. 全国統一目標（スローガン）

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

#### (1) 組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

#### (2) 働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

#### (3) 事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

### 2. 運動期間

令和12年度末まで

※ 令和7年度に5年間の取組事項の成果検証を行う。

## Ⅱ. 10年後の夢・目指す姿

### 1. 北信州森林組合の夢

#### ①北信州森林組合の経営理念

- 一、森林組合は、組合員のための組織であることを常に意識し、組合員ニーズの把握に努め、適切なサービスを提供する。
- 一、森林機能の増進及び森林資源の有効活用により、循環型社会の形成に努める。
- 一、森林を活かし、次世代に引き継ぐために、森林教育による人材育成に努める。
- 一、常にコンプライアンスを意識し、より信頼される業務執行体制を目指す。
- 一、職員及び技能職員の待遇改善に努める。また、徹底した労働安全衛生を推進する。

#### ②森林組合のあゆみ

北信州森林組合の目指す姿を考える中で、森林組合のたどってきた道を振り返ってみます。

古くからの林業地以外での本格的な造林は、明治 30 年に森林法が制定されたことから始まりました。この法律では、荒廃のおそれのある私有林に対して、主務大臣に造林方法の指定や、伐採制限、違法伐採への造林命令など強力な権限がありました。そのため、これ以後に各地で造林が進んでいくことになりました。

森林組合は明治 40 年の森林法改正で、森林組合条項が加えられたことに始まります。この法改正による森林組合の設立は、大正 8 年の森林組合一覧では県下では 5 組合だけでした。管内では、「佐野施業森林組合（組合員 47 名）」がこの時に設立されました。佐野地区は江戸時代から続く造林地ですので、早くに森林組合がつくられたと思われます。

その後、昭和 14 年に森林法が改正され、地方長官（県知事）が森林組合の設立を命令できる条文が規定され、対象となる市町村に森林組合が設立されました。これは、昭和 12 年から始まった日中戦争による木材需要に対応するため、国策として森林組合を全国各地に設立させて、木材の増産が図られました。この法律では、域内の森林所有者は原則全てを組合員とするとされました。この時に設立された森林組合は、行政の下部組織的存在であり、現在の森林組合の基となっています。

昭和 26 年に「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」とした、新たな森林法が制定されました。この法律により、森林組合は協同組合としての位置付けとなりました。組合員は森林所有者のほか組合施設を利用する者も含まれ、加入は任意とされました。

戦中戦後の過剰な木材消費による、荒廃した山林の復旧が課題とされた時代でしたので、再造林や薪炭林伐跡への造林を森林計画の下で行うことが進められました。その後も、高度経済成長による木材需要の増加から、広葉樹林から針葉樹林への転換が進められました。森林組合は、こうした国の政策である、造林を組合員に勧める役割を担いました。そして、造林作業や下刈作業等を組合員から受託し行ってきました。

その後、造林から保育へと施業の主体が移り変わる中で、昭和 53 年に森林法から森林組合条項が分離され、新たに森林組合法が制定されました。この法律では、その目的を

「森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。」とされました。

森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上と、森林の保続培養と生産力増進を図ることを目的とされました。農業協同組合法や水産業協同組合法の目的も、同じように、組合員の経済的社会的地位の向上によりもって国民経済の発展に資する旨が書かれていますが、森林組合法には森林法と同じ「森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り」という文言が入れられており、組合員の経済的社会的地位の向上だけでなく、森林の健全維持も目的とされました。農協や漁協よりも、より公益目的をもった組織として位置付けられています。

林業をめぐる状況は、木材の輸入自由化や、為替の変動相場制導入などの施策により、昭和 55 年頃から国産材価格の下落が始まりました。その後、バブル期に一時的な上昇はありましたが、バブル崩壊後には更なる下落が始まり、国産材価格はより低下しました。木材価格が低迷するとともに、多くの森林が保育期間を過ぎたことから、森林への関心は、より低下することとなりました。

組合員から「組合に勧められて木を植えて、育てて、その作業費を組合に払ってきたのに、いつになったら木は売れるのか。いつまで間伐を続けるのか。」という声が寄せられることもありました。しかし、伐採しても元がとれない状況にありましたので、将来の状況好転に望みを託すことと、森林を健全に維持する目的から、伐期を延長するための間伐を県・市町村と連携して進めました。国では、平成 10 年頃から間伐の補助制度が整備されています。

また、搬出間伐の普及と、間伐材の販路拡大と利用促進のため、地域での公共建築等への地域材利用を勧めてきました。

そうした中で、平成 17 年には気候変動対策の京都議定書が発効されました。これにより、平成 19 年度から森林吸収源対策として間伐が予算化されました。間伐は、森林吸収源のプラス要件として実施されることになり、現在でも継続して行っています。最近では、この財源として「森林環境税」が創設されています。

当組合は、設立から 20 年経ちましたが、この間、間伐を主事業として進めてきました。搬出間伐を行う直営作業班を養成し、高性能林業機械の導入、中間土場を設置するなど、事業遂行のための設備投資を行ってきました。また、間伐の条件整備として、森林境界明確化を継続して行っています。境界明確化を行うために、デジタルコンパスや GPS 受信機、森林 GIS、航空レーザー計測データ、ドローン等を導入するなどしました。

### ③森林組合を取り巻く状況

平成 28 年に発効されたパリ協定が、京都議定書の効力がなくなった令和 2 年から動き出しました。また、平成 27 年に国連総会で採択された SDG s（持続可能な開発目標）が令和 12 年の目標達成に向けて、取組みが進められています。そうした中で、政府は 2050 年に温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、「カーボン・ニュートラル」をめざすと表明しました。

世界的に気候変動対策が進められる中で、日本でも様々なことに木材を使うことが進められています。建築においては、鉄やコンクリートに代わり、木材を使った新工法による高層建築物が国内各所で建設されています。また、再生可能エネルギーとして、木

質バイオマス発電所が各所に建設されています。このほかにも、木材利用が進められており、その状況は大きく変わってきています。

そうした中で林業分野では、エリートツリーやコンテナ苗の開発、省力化のための機械の開発、伐出と再生林がセットになった低コスト作業システムの研究などが行われています。

県内においては、長野市のお山の発電所のほか、木質バイオマス発電所が東信と中信に建設され、発電燃料用の木材需要が高まっています。また、栄村に木質バイオマス発電所建設が計画されています。この計画では、当組合にも燃料供給の協力要請がきています。

今後は、こうした木材需要への対応が課題となります。そして、主伐を先延ばしにしてきた森林について、伐期超過が多数となり主伐・再生林施業を進めなければならない状況となっています。そのためには、所有者に対して再生林を勧められる対価が前提となり、ある程度の還元を可能とする作業効率向上が必須となります。

当組合では、平成27年度に高性能林業機械の配備が完了しましたが、初期に導入した機械は17年が経過するなど、経年劣化による故障が頻発するなどしています。また、森林においては、搬出間伐を行ったことから立木成長が促進され、現在ある機械では対処できないことも起きています。今後、機械の更新と、より高い能力のある機械導入が必要となっています。

発電燃料用としては、管内に豊富にある広葉樹林の活用が有効であると考えられます。また、管内のスギ林にはトビ腐れ被害が多くあり、こうした欠点材については、チップ化により付加価値を付けて有利販売することが必要です。

こうした新たな需要に対応するためには、新たな作業システム開発や、そのための機械の導入、木質チップ加工施設の整備などが必要となります。また、これに対応するための、現場や集約化の人材確保と、先を見据えた準備が必要になります。

集約化の基となる森林境界明確化については、令和2年度末までに6,400haを行っています。現在は、森林整備地域活動支援交付金事業を活用して行っていますが、1haあたり単価が減少したり、実施後に間伐が紐づけされていたり、補助対象条件が設定されるなど、事業実施が厳しいものとなり実施面積も縮小しています。こうしたことから、市町村による森林環境譲与税の活用が期待されています。

#### ④北信州森林組合の夢

パリ協定やSDGsなどから、木材への認知が変化する中で、その利用も拡大しており、木材生産は継続して行っていく必要があります。そのため、搬出間伐を継続して行うとともに、間伐対象林齢を超える林分について、主伐・再生林の事業を拡大していきます。

生産木材について、県森連と連携した共同出荷体制により出荷を行っており、スケールメリットを生かした木材販売を継続していきます。更に、木質バイオマス発電の燃料用として、低質材の安定した需要が見込まれますので、当組合独自の有利販売を図るため、チップ加工施設等の整備を検討します。

木材の増産と安定生産のため、より効率的な作業システムの確立と、そのための機械の整備を行います。また、管内に豊富にある広葉樹を生産するための、新たな作業システムと機械の整備を検討します。

主伐を行うことにより、造林・保育作業が増加することから、効率的な作業システム

の確立と機械の整備を行います。

これら業務を行うため、森林境界明確化を継続して行うとともに、森林環境譲与税を活用した森林境界明確化に取り組めます。

境界確定済の森林について、そのデータを有効活用し、ドローン飛行に対しての空中権の行使や、森林の排出量取引の適用など、新たなビジネスの創出を目指し、研究を行っていきます。

冬季事業の確保のため、除雪事業を継続しながら、県内寡雪地域にある森林組合との連携による事業確保により、夏季事業から冬季事業へのスムーズな移行を図ります。

## 2. 目指す姿

### (1) 職員・組合員について

平成13年12月設立時の管内人口は99,441人でしたが、令和3年4月には79,598人で、約20%の減少となっています。これと同様に組合員数も、設立時6,507人が令和2年度末で5,392人と17%の減少となっています。

管内人口は大幅に減少しましたが、世帯数については、設立時29,831世帯でしたが、令和3年4月には30,542世帯と増加しています。これには、移住者も含まれますが、子や孫が独立し新たな世帯となったことから、人口が減少しても世帯は増加しているものです。このことは、高齢者だけの世帯が増えているということであり、組合員である高齢者が亡くなったり、施設に入所した際に組合員の継続がされずに脱退となったり、所在不明から除名となることで、組合員が減少する一因となっています。

親と同居していないことから、子や孫世代に森林組合が認識されていないことが要因であると考えられますので、森林組合をいかに認識してもらえかが重要と考えています。

職員は協同組合職員として、知識と能力の向上に努め、組合員や地域に信頼される存在となることを目指します。

### (2) 事業について

組合中期計画(R4~R8)に基づき事業を進めていきます。森林経営計画に基づく搬出間伐を継続し、加齢林については更新伐や皆伐による主伐・再造林への移行を進めてまいります。そのため、効率化、省力化のための新たな技術や機械の導入や、既存機械の更新を進めます。

森林経営計画の基となる境界明確化について、経営林の明確化を優先して実施し、森林整備支援交付金事業から森林環境譲与税による事業への転換を図ります。

栄村の木質バイオマス発電所計画が実現した場合には、燃料木材の供給について、中期計画の見直しや、広葉樹の活用、施設整備などについて検討を進めます。

除雪事業は技能職員の通年雇用を行う上で重要な事業です。地球温暖化により降雪量が減少する年が多くなっていますが、これに代わる事業が確立できないことから、継続して行っていきます。そのため、老朽化した除雪車の更新を計画的に進めてまいります。

### (3) その他

広報誌「むささび」の年3回発行を続け、ホームページの随時更新をし、組合員や地域への情報発信を行います。

管内の小学校・中学校・高校等の環境教育やSDGs活動の協力要請には、可能な範囲で協力します。

当組合に事務局が置かれている「高水林業協議会」が行う、栄村を含めた広域での森林・林業の啓発普及活動に協力します。

### 3. ダイナミックな組織・事業再編の検討

現状において、ダイナミックな組織・事業再編は必要としていません。

栄村森林組合とは、繁忙期においてお互いに作業協力をしています。また、当組合では製材加工施設を持たないため、栄村森林組合に製材や加工を委託したり、長野森林組合が製造する円柱加工品等を仕入れて販売しています。

また、この3組合で北信地区組合長会を構成し、組合長ほか役職員が出席し情報交換を行っています。

### Ⅲ. 取組内容

#### 項目 1：都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

##### (1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

森林環境譲与税や森林経営管理制度の制定により、地域の森林管理における市町村の役割が高まっていることを受け、地域森林の長期的な管理方針について、長野県及び市町村と課題を協議・共有し、持続可能な林業経営につなげるよう協力していきます。

また、成熟した人工林・広葉樹林について、森林所有者及び市町村と連携して、管理・施業方法、伐期、路網計画、販路、再造林指針（樹種・本数・鳥獣対策）等を協議・策定します。

##### (2) 森林環境譲与税の有効活用

地域森林の一番の課題である不明確となった境界の明確化への活用を、森林所有者の代表として市町村に要請を行い、地域森林の境界明確化を進めます。

林業経営に適さない森林の森林整備について、森林経営管理制度の適用により森林環境譲与税による整備を、市町村に要請します。

##### (3) 森林経営管理制度の推進

これまで行ってきた集約化による森林経営計画による事業を基本とし、市町村と連携し、林業経営に適した森林と適さない森林のゾーニング及び整備箇所を選定等について、森林経営管理制度の推進に協力します。

##### (4) 北信州森林組合振興協議会の復活

組合設立時に「関係行政機関との連携を密にし、広域的な視点から各種森林・林業施策を総合的・計画的に推進することにより、北信州森林組合の育成及び山林の整備を図ることを目的とする。」とし設置され、現在休眠状態となっている「北信州森林組合振興協議会」の幹事会を復活し、機能化を目指します。

#### 項目 2：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

##### (1) 森林の適切な整備と災害対応

令和元年の台風 19 号では、山ノ内町で総雨量 300 ミリ以上を記録し、夜間瀬川の増水による被害が危惧されましたが、氾濫注意となる増水はありませんでした。夜間瀬川水系にある山林では、20 年にわたり間伐を行っており、適切な森林整備がその要因と考えています。引き続き健全な森林づくりを目指します。

また、市町村と連携して森林の目指すべき経営形態に応じた森林整備を進めます。

災害発生時には、長野県と長野県森林組合長会による「災害時等における協力に関する協定書」に従い、行政機関の要請に対応します。

また、消防団員である職員については、有事の際の消防団活動について特別休暇制度の適用を継続します。

## (2) 低コスト・循環型林業の確立

木材生産の主体を間伐から主伐へと移行し、再生林を可能とするため、新技術導入により、コスト削減を目指します。

- ①ICT 技術を生かせるスキルを持って、生産作業工程にロスが生まれない作業道を設定し開設することを目指します。作業道開設にあたっては、林地の地形に基づく排水を考慮した施工を行います。
- ②大径化する立木に対応可能な林業機械導入を行っていきます。また、再生林における新たな作業システムや、林産事業での新たな作業システムの導入と、それに対応した機械導入を検討します。
- ③広葉樹林について、間伐・皆伐を推進し、天然更新による循環施業を目指します。
- ④低コスト・循環型林業の確立のためには、機械等の導入のほか、森林における面積あたり収穫量を増加することが重要であり、面積あたり収穫量を増加する施業を組合員に勧めていきます。

## (3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

建築物の木材使用を促進するための法改正もあり、積極的に地域材活用を普及する運動を、上部組織、市町村、一般へ働き掛けを行います。

県森連と連携した共同出荷体制を継続して行います。県森連に対しては、遠方へのトラック輸送に代わる安価で安全な輸送手段の開発について、全森連と連携して行うよう要望します。

近隣の森林組合と繁忙時の作業協力について、継続して行います。また、冬季事業と夏季事業の移行時の事業が手薄となる時期について、寡雪地域の森林組合との連携により、事業確保を行います。

## **項目3：高度人財の確保・育成**

### (1) 職員の新規採用と人財育成

事業遂行に必要となる人材の新規採用を進めます。また、必要に応じて中途採用も取入れて、組織体制の整備を進めます。

役職員一人ひとりが協同組合組織人としての意識を持ち、知識・技術・能力の向上に努めるとともに、必要となる資格の取得を進め、やりがいを持ってその能力を最大限に活かせる職場づくりを目指します。

### (2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

引続き森林施業プランナー資格取得を進めるとともに、実践する中で資質向上を目指します。

将来の組合経営を担う者として、森林経営プランナーの育成を図ります。

### 森林経営プランナーとは

#### ①森林の持続的な経営プランをたてられる者

- ・地域を取り巻く経済動向や社会情勢、市況を広い視野で読み解く能力・経験を有する
- ・森林の経済的、環境的、社会的持続経営や公益的機能、森林整備の重要性を理解している

#### ②循環型林業を目指し実践する者

- ・森林の持続的な経営を持続するため、収益の最大化と収穫後の資源循環を実践する能力・経験を有する
- ・需要に即した林産等、多様な森林の利活用を実践する能力・経験を有する

#### ③これからの林業を担う経営者及び経営の参画に意欲を持つ者

- ・組織管理、経営分析、組織改善や人づくり等、経営者的視点・知識を有する
- ・事業連携に必要な交渉力、人脈・協力体制の構築を実践する能力を有する
- ・これからの林業の担い手として専門的技術や知識の向上に努めている

※上記の①～③の全ての項目を満たす者

### (3) 現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅

職員労働組合の要求に対し、真摯に向き合い、団体交渉を通じてより良い労働環境をつくります。

安全衛生委員会と安全衛生方針・安全衛生目標を基本とし、役職員一丸となって労働災害の撲滅に取り組めます。

現場技能者の技能向上を目指し、内部研修の開催や、外部研修への参加、必要な資格の習得等を行います。

## 項目4：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

### (1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

組合員への広報だけでなく、子や孫世代に森林組合を認知されるための活動も必要です。

ホームページだけでなく、地域イベント等への協力や、小学校・中学校・高校等の森林環境教育やSDGs活動への協力も、認知を広げることに効果的です。また、市町村等が行う公共施設建設において、その市町村産材が利用されるよう、森林組合として積極的に協力し実現していくことも、認知を広げるうえで、非常に大切なことです。

通常業務を行う中で、こうしたことが当たり前に行えるよう、職員個々のスキルアップを目指します。一人ひとりがマネジメント意識を持ち、自己啓発を行うとともに、改善提案できる組織をつくります。ボトムアップには柔軟に耳を傾ける体制を確立していきます。

職員は単に業務を行うだけでなく、地域に視野を広げて、森林組合が広く認知されることを意識して業務を行います。また、職員に対して、森林・林業だけではなく地域事情等の知識習得のための学習会を定期的に行ってまいります。

日頃の地道な取り組みが、組合員の参画促進と組合員ニーズを知ることや、組合員の信頼を高めることにつながります。信頼が高まることは、組合員の組合利用にも大き

く影響しますので、事業にあたっては、組合員のメリットをはっきりさせるなど、組合員とのつながりを大切にし業務を進めます。

## (2) 森林組合経営の強化・健全化

森林組合法改正により義務付けられた、販売事業や経営等に関し実践的な能力を有する者の理事の就任について実現に努めます。

内部統制強化に向けて、代表理事の常勤を継続します。

また、若年層や女性役員の就任を目標に掲げ、多様な年齢・性別による組合経営を目指します。

## (3) コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス実現のためには、コンプライアンスの基本となる法令・内部規程等について知識を深めることが大切です。

職員は、常にコンプライアンスを意識した、責任ある行動が求められております。そのため、根拠となる法令・内部規程等の理解度を高めるため、管理職を含めた職員を対象に学習会を開催し、基本となる知識の習得に努めます。

また、役員を対象とした研修会も実施します。

## **項目5：国民生活及びSDGsへの貢献**

### (1) SDGs 宣言の実施

令和2年6月17日付のSDGs達成に向けた宣言書とSDGs達成に向けた具体的取組により、長野県SDGs推進企業登録をしており、それに沿った取組みを継続して進めます。

### (2) 異業種との連携

中野市のバイオマス産業都市構想では、林地残材の燃料化のほか、農地からの剪定枝等の燃料化も含まれており、チップ加工施設整備にあたっては、そうした物の加工も含めて検討が必要となります。また、荒廃農地の有効活用として、木質バイオマス用材の超短伐期施業の導入が考えられます。そうしたことから、農協や市町村との連携が必要になってきます。

また、バイオマス発電事業者との燃料材の産出・供給の連携や、温室効果ガス排出量取引制度の導入を検討します。

#### IV 目標設定

		令和2年度 現状	令和7年度 目標	令和12年度 目標	備考	
基本 情報	職員数（現場技能者除く）	24人			◇	
	現場技能者数	29人			◇	
数値 項目	新植面積	1.2ha	10ha	25ha	◆	
	間伐面積	切捨	27.5ha	0ha	0ha	◆
		利用	76.7ha	100ha	80ha	◆
	主伐面積	1.4ha	15ha	25ha	◆	
	林産事業量	主伐	665m <sup>3</sup>	3000m <sup>3</sup>	5000m <sup>3</sup>	◆
		間伐	12970m <sup>3</sup>	11000m <sup>3</sup>	9500m <sup>3</sup>	◆
	販売事業量	10365m <sup>3</sup>	11000m <sup>3</sup>	11500m <sup>3</sup>	◆	
	林産・販売事業量のうち 連合会を通じた販売量	12864m <sup>3</sup>	10000m <sup>3</sup>	10500m <sup>3</sup>	◆	
	森林施業プランナー認定者数	10人	12人	12人	◇	
	森林組合監査士資格取得者数	1人	1人	1人	◇	
	休業4日以上死傷病発生人数	1人	0人	0人	◆	
	事業利益	△11941千円			◆	
	経常利益	709千円			◆	
	当期剰余金	1503千円			◆	
取組 有無 項目	常勤理事の設置	◎			◇	
	若年層（60歳未満）理事の就任				◇	
	女性理事の就任				◇	
	ホームページ（SNS含む）の運用	◎			◇	
	森林経営プランナーの設置				◇	
	SDGs宣言の実施	○			◇	

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。「事業利益・経常利益・当期剰余金」は黒字決算を目標とし、数値目標の設定は行わない。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ（SNS含む）の運用」については、1年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。

## 新森林組合系統運動方針の検討経過

### 全国森林組合連合会

令和3年10月28日 第29回全国森林組合大会  
新運動方針「JForest ビジョン2030」を決議

### 長野県森林組合連合会

令和4年2月25日 令和4年度通常総会（第85回）  
新運動方針「JForest 長野県ビジョン2030」を決議

### 北信州森林組合

令和3年9月9日 次期系統運動の計画策定に向けた職員アンケート調査

令和3年9月30日 アンケート調査締切（全職員から回答あり）

令和3年11月8日 令和3年度第7回経営検討会議 アンケート結果報告

令和3年12月14日 令和3年度第8回経営検討会議 新運動方針案の協議

令和4年2月17日 令和3年度第10回経営検討会議 新運動方針案の協議

令和4年2月28日 令和3年度第3回総務委員会 新運動方針案の協議

令和4年3月8日 令和4年度第1回理事会 新運動方針案の決定

令和4年4月23日 第21回通常総代会 新運動方針の決議

